

学校会計固定資産研究会 第129回研究会



管財業務と基本金

松本雄一郎

2012年12月5日

目 次

1. 学校法人会計基準とは
2. 学校法人会計基準の計算構造
3. 基本金の種類と役割
4. 基本金と減価償却
5. 学校法人会計基準の改正動向と基本金

1. 学校法人会計基準とは

1 学校法人会計基準とは

(1) 学校法人会計基準の目的

学校法人会計基準 = 補助金交付のための会計基準

学校法人会計基準(文部省令第18号)

【第1条】

私学振興助成法第14条第1項に規定する学校法人は、この省令で定めるところに従い、財務計算に関する書類を作成しなければならない。
(カッコ内但し書き省略)

私学振興助成法

【第14条1項】

第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

<参考>

【第4条1項】

国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に関する経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

【第9条】

都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、又は特別支援学校に対し、当該学校における教育又は研究に関する経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

1 学校法人会計基準とは

(2) 学校法人会計基準と私立学校法

「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(通知)」
(平成16年7月23日 文部科学省高等教育局私学部長 16文科高第304号)

1. 財務情報の公開について

(1) 閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について

ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。

①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書

イ 収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当するものであること。
なお、複数の学校を設置している場合等、必要に応じ、学校ごとの内訳を示すなど積極的な取組が望まれること。

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書については、別添1～3のとおり様式参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。

なお、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りること。ただし、この場合は、同会計基準による様式は補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であること。

エ ……(以下省略)

```

graph LR
    A[資金収支計算書] --- B[資金収支内訳表 (＝部門別収支)]
    A --- C[人件費支出内訳表 (＝部門別人件費内訳)]
    D[消費収支計算書] --- E[消費収支内訳表 (＝部門別収支)]
    F[貸借対照表] --- G[固定資産明細表]
    F --- H[借入金明細表]
    F --- I[基本金明細表]
  
```

2. 学校法人会計基準の計算構造

1 学校法人会計基準の計算構造

(1) 学校法人会計基準の計算体系

資金収支計算書

【資金支出】	【資金収入】
人件費支出	学生生徒等納付金収入
教育研究経費支出	手数料収入
管理経費支出	寄付金収入
借入金等利息支出	補助金収入
借入金等返済支出	資産運用収入
施設関係支出	借入金等収入
設備関係支出	.
.	.
.	.
次年度繰越支払資金	前年度繰越支払資金
支出の部合計	収入の部合計

消費収支計算書

【消費支出】	【帰属収入】	
人件費	学生生徒等納付金	消費収入
教育研究経費	手数料収入	
管理経費	寄付金	
借入金等利息	補助金	
.	資産運用収入	
.	.	帰属収入
.	.	
当年度消費収支差額	.	
基本金組入額合計	.	

貸借対照表

【資産の部】	【負債の部】
固定資産	固定負債
土地建物	流動負債
.	.
.	.
流動資産	【基本金の部】
現金預金	第1号基本金
.	第2号基本金
.	第3号基本金
.	第4号基本金
.	【消費収支差額の部】
.	翌年度繰越消費収支差額
.	前年度繰越消費収支差額
.	当年度消費収支差額

1 学校法人会計基準

(2)－1 資金収支計算書

資金収支計算書

【収入の部】

学生生徒等納付金収入
手数料収入
寄付金収入
補助金収入
資産運用収入
借入金等収入
前受金収入
その他の収入
資金収入調整勘定
前年度繰越支払資金

収入の部合計

【支出の部】

人件費支出
教育研究経費支出
管理経費支出
借入金等利息支出
借入金等返済支出
施設関係支出
設備関係支出
資産運用支出
その他の支出
資金支出調整勘定
次年度繰越支払資金

支出の部合計

学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(中略)の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行うものとする。

(学校法人会計基準 第6条)

【ポイント】

- ① 当該年度のすべての活動を数字で表したもの
- ② 資金収支計算書は、支払資金(＝現金預金)の増減表
- ③ 上記①と②の矛盾を調整する必要がある
 - 資金収入調整勘定(期末未収入金 & 前期末前受金)
 - 資金支出調整勘定(期末未払金 & 前期末前払金)

(学校法人会計基準 第7条)

【留意点】

- 外部へ資金が流出しない支出がある！！
- 資産運用支出(〇〇引当特定資産への繰入支出)など

1 学校法人会計基準

(2)－2資金収支計算書(前受金)

前受金 (〈資〉前受金収入 〈調〉前期末前受金)

資金収支計算書

(単位:百万円)

【収入の部】

学生生徒等納付金収入	100
手数料収入	
寄付金収入	
補助金収入	
資産運用収入	
借入金等収入	
前受金収入	30
その他の収入	
資金収入調整勘定	△ 20
前年度繰越支払資金	200
収入の部合計	310

【支出の部】

人件費支出	
教育研究経費支出	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
借入金等返済支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
資産運用支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
次年度繰越支払資金	310
支出の部合計	310

【設例】

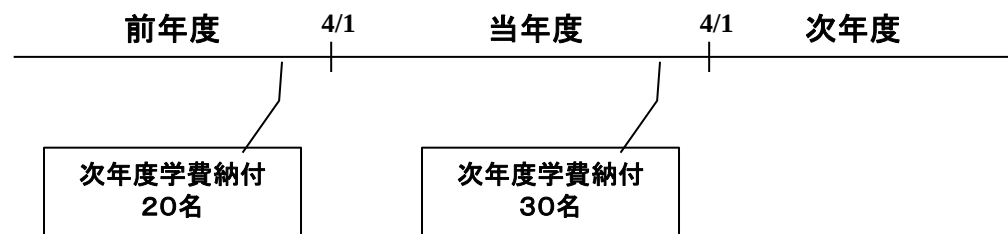
今年度の学生数 100名 学費単価 100万円
 この100人のうち、20人が当年度学費を前年度3月に納付済
 この100人のうち、30人が次年度学費を3月に納付済

【資金収支計算書への計上】

学生生徒等納付金収入 100万円×100人＝1億円
 前受金収入 100万円×30人＝3000万円
 資金収入調整勘定 100万円×20人＝2000万円
 (前期末前受金)

支払資金の増加額

$$1億円 + 3000万円 - 2000万円 = 1億1000万円$$



2 学校法人会計の計算体系

(2)－3 資金収支計算書(未収入金)

未収入金 (**〈資〉前期末未収入金収入** **〈調〉期末未収入金**)

資金収支計算書

(単位:百万円)

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入	
補助金収入	100
資産運用収入	
借入金等収入	
前受金収入	
その他の収入	30
資金収入調整勘定	△ 20
前年度繰越支払資金	200
収入の部合計	310
【支出の部】	
人件費支出	
教育研究経費支出	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
借入金等返済支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
資産運用支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
次年度繰越支払資金	310
支出の部合計	310

【設例】

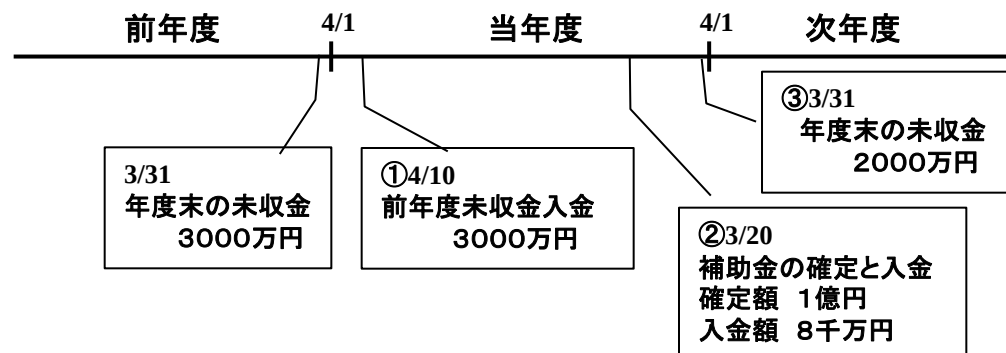
- 4/10 ①前年度未収となっていた補助金3000万円を当年度収受した。
 3/20 ②今年度の補助金1億円が確定し、8000万円入金された。
 3/31 ③この残金2000万円の入金が次年度となった。

【資金収支計算書への計上】

- ①前期末未収入金収入 3000万円
 ②補助金収入 1億円(うち8000万円入金)
 ③資金収入調整勘定 2000万円
 (期末未収入金)

支払資金の増加額

$$1\text{億円} + 3000\text{万円} - 2000\text{万円} = 1\text{億}1000\text{万円}$$



2 学校法人会計の計算体系

(2)－4 資金収支計算書(未払金)

未払金(〈資〉前期末未払金支払支出 〈調〉期末未払金)

資金収支計算書

(単位:百万円)

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入	
補助金収入	
資産運用収入	
借入金等収入	
前受金収入	
その他の収入	
資金収入調整勘定	
前年度繰越支払資金	200
収入の部合計	200
【支出の部】	
人件費支出	100
教育研究経費支出	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
借入金等返済支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
資産運用支出	
その他の支出	30
資金支出調整勘定	△ 20
次年度繰越支払資金	90
支出の部合計	200

【設例】

4/10 ①前年度未払の年度末手当3000万円を当年度支払った。

3/31 ②年度末手当2000万円の支払が次年度となった。

(人件費総額は1億円)

【資金収支計算書への計上】

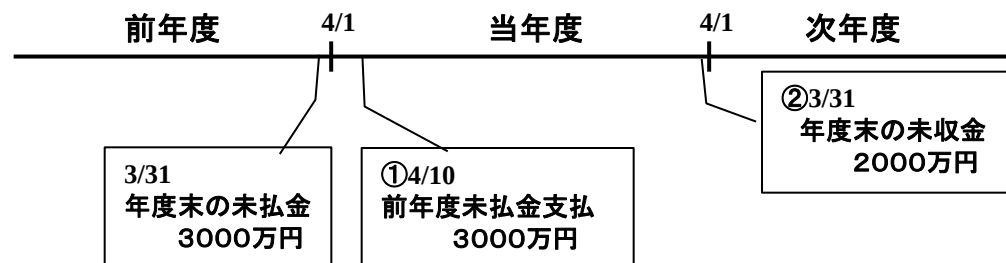
①前期末未払金支払支出 3000万円

②資金支出調整勘定 2000万円

(期末未払金)

支払資金の減少額

$1\text{億円} + 3000\text{万円} - 2000\text{万円} = 1\text{億}1000\text{万円}$



2 学校法人会計の計算体系

(2)－5 資金収支計算書(前払金)

前払金 (<資>前払金支出 <調>前期末前払金)

資金収支計算書

(単位:百万円)

【収入の部】

学生生徒等納付金収入
 手数料収入
 寄付金収入
 補助金収入
 資産運用収入
 借入金等収入
 前受金収入
 その他の収入
 資金収入調整勘定
 前年度繰越支払資金

200

収入の部合計

200

【支出の部】

人件費支出
 教育研究経費支出
 管理経費支出
 借入金等利息支出
 借入金等返済支出
 施設関係支出
 設備関係支出
 資産運用支出
 その他の支出
 資金支出調整勘定
 次年度繰越支払資金

100

30

△ 20

90

支出の部合計

200

【設例】

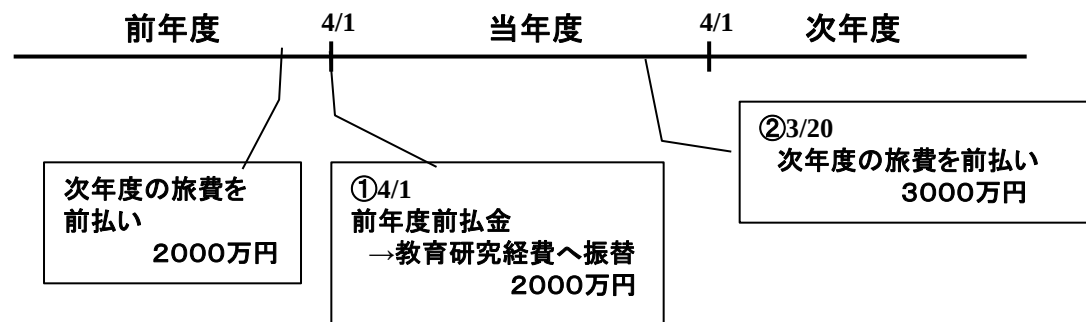
- 4/ 1 ①前年度前払した旅費2000万円を当年度経費に振替えた。
 3/20 ②次年度の旅費3000万円を前払いした。
 (教育研究経費支出のは1億円)

【資金収支計算書への計上】

- ①資金支出調整勘定 2000万円
 (前期末前払金)
 ②前払金支出 3000万円

支払資金の減少額

$$1\text{億円} + 3000\text{万円} - 2000\text{万円} = 1\text{億}1000\text{万円}$$



2 学校法人会計の計算体系

(3)－1 消費収支計算書

消費収支計算書

【消費収入の部】

学 生 生 徒 等 納 付 金					
手 数 料 収 入					
寄 付 助 金					
補 産 運 用 収 入					
資 産 産 売 却 差 額					
資 産 業 収 入					
事 業 収 入					
雑 収 入					

帰 属 収 入 合 計

①

基 本 金 組 入 額 合 計

②

消 費 収 入 の 部 合 計

(A) ①－②

【消費支出の部】

人 育 件 費					
教 育 研 究 経 費					
管 理 経 費					
借 入 金 等 利 息					
資 産 処 分 差 額					
徴 収 不 能 額					

消 費 支 出 の 部 合 計

(B)

当 年 度 消 費 収 入 (支 出) 超 過 額

(C) (A)－(B)

前 年 度 繰 越 消 費 収 入 (支 出) 超 過 額

(D)

〇〇 年 度 消 費 支 出 準 備 金 繰 入 額

(E)

〇〇 年 度 消 費 支 出 準 備 金 取 崩 額

(F)

基 本 金 取 崩 額

(G)

翌 年 度 繰 越 消 費 収 入 超 過 額

(H) (C) + (D)

－ (E) + (F) + (G)

学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状況を明らかにするため、消費収支計算を行うものとする。
(学校法人会計基準 第15条)

消費収入は、当該会計年度の帰属収入(学校法人の負債とならない収入)を計算し、当該帰属収入から(中略)基本金に組み入れる額を控除して計算するものとする。
(学校法人会計基準 第16条)

【ポイント】

- ① 帰属収入と消費収入
- ② 基本金、基本金組み入れ
- ③ 非資金取引(現物寄付金、減価償却、退職給与引当金繰入額など)
- ④ 消費収支差額と帰属収支差額

2 学校法人会計の計算体系

(3)－2消費収支差額と帰属収支差額 ①

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	0
収入の部合計	1,000
【支出の部】	
人件費支出	600
教育研究経費支出	200
設備関係支出	100
次年度繰越支払資金	100
支出の部合計	1,000

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	△ 100
消費収入の部合計	900
【消費支出の部】	
人件費	600
教育研究経費	220
消費支出の部合計	820
当年度消費収入超過額	80

【設例】

<収入>

		【資金収支】	【消費収支】
学生生徒等納付金	1,000	○	○

<支出>

人件費	600	○	○
教育研究経費			
資金支出	200	○	○
減価償却額	20	×	○
設備関係支出	100	○	×

$$\text{消費収支差額} = \text{消費収入} - \text{消費支出} \quad 900 - 820 = 80$$

消費収入と消費支出の均衡状況示す数値

$$\text{帰属収支差額} = \text{帰属収入} - \text{消費支出} \quad 1000 - 820 = 180$$

純資産(総資産－負債)の増減額を示す数値

2 学校法人会計の計算体系

(3)－3消費収支差額と帰属収支差額 ②

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
寄付金収入	300
前年度繰越支払資金	0
収入の部合計	1,300
【支出の部】	
人件費支出	600
教育研究経費支出	200
設備関係支出	100
資産運用支出	300
次年度繰越支払資金	100
支出の部合計	1,300

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
寄付金	300
帰属収入合計	1,300
基本金組入額合計	△ 400
消費収入の部合計	900
【消費支出の部】	
人件費	600
教育研究経費	220
消費支出の部合計	820
当年度消費収入超過額	80

【設例】

<収入>

		【資金収支】	【消費収支】
学生生徒等納付金	1,000	○	○
寄付金	300	○	○

<支出>

人件費	600	○	○
教育研究経費			
資金支出	200	○	○
減価償却額	20	×	○
設備関係支出	100	○	×
資産運用支出	100	○	×

$$\text{消費収支差額} = \text{消費収入} - \text{消費支出} \quad 900 - 820 = 80$$

消費収入と消費支出の均衡状況示す数値

$$\text{帰属収支差額} = \text{帰属収入} - \text{消費支出} \quad 1300 - 820 = 480$$

純資産（総資産－負債）の増減額を示す数値

2 学校法人会計の計算体系

(4) 貸借対照表

貸借対照表

【資産の部】

固定資産

有形固定資産

土地

建物

構築物

教育研究用機器備品

その他の機器備品

┆

その他の固定資産

有価証券

〇〇特定資産

△△特定預金

第3号基本金引当資産

┆

流動資産

現金預金

未収入金

┆

資 産 の 部 合 計

【負債の部】

固定負債

長期借入金

退職給与引当金

┆

流動負債

未払金

前受金

┆

負 債 の 部 合 計

【基本金の部】

第1号基本金

第2号基本金

第3号基本金

第4号基本金

基 本 金 の 部 合 計

【消費収支差額の部】

〇〇年度消費支出準備金

翌年度消費収入(支出)超過額

消 費 収 支 差 額 の 部 合 計

負 債 の 部、基 本 金 の 部
及 び 消 費 収 支 差 額 の 部 合 計

貸借対照表は、毎年度3月末日の財政状況を表すもの

右側(負債、基本金、消費収支差額)は、左側(資産)の取得源泉を表す

減価償却と基本金

減価償却は、再取得資金の内部留保の手続き＝資産の流動化

基本金は、資産が自己資金で賄われていることの証明(＝基本金はお金ではない)



減価償却により資産価額は減少しても、基本金は減少しない

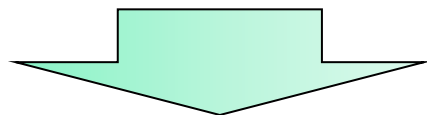
純資産、自己資金、正味財産....

3. 基本金の種類と役割

3 基本金の種類と役割

(1) 基本金の種類

第1号基本金	固定資産の取得価額相当額
第2号基本金	将来の固定資産取得資金等
第3号基本金	奨学金の基金等
第4号基本金	恒常的支払資金



帰属収入のうち上記に充当した額

||

消費支出に充当してはいけない額

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。（学校法人会計基準 第29条）

学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既存の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置若しくは既存の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

（学校法人会計基準 第30条第1項）

※条文一部省略、下線筆者

3 基本金の種類と役割

(2) 基本金と消費収支計算

消費収支計算 ⇒ 消費収入と消費支出の均衡状況を明らかにする

消費収支差額 = 消費収入 - 消費支出

- ・消費収入とは？・消費支出とは？
- ・資金収支計算との違いは？

帰属収入 ⇒ 学校法人の負債にならない収入

消費収入 = 帰属収入 - 基本金組入額

消費収支差額 = 帰属収入 - 基本金組入額 - 消費支出

⇒ 会計基準では、「プラス = 消費収入超過額 / マイナス = 消費支出超過額」と記載する

帰属収支差額 = 帰属収入 - 消費支出

⇒ 会計基準には、規定されていない

- ・基本金、基本金組入額とは？
- ・消費収支差額と帰属収支差額の違いは？

3 基本金の種類と役割

第1号基本金の場合

【第1年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	0
収入の部合計	1,000
【支出の部】	
設備関係支出	300
次年度繰越支払資金	700
支出の部合計	1,000

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	△ 300
消費収入の部合計	700
【消費支出の部】	
消費支出の部合計	0
当年度消費収支差額	700
翌年度繰越収支差額	700

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	300
現金預金	700
資産の部合計	1,000
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
第2号基本金	0
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	700
負債、基本金、差額合計	1,000

【第2年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	700
収入の部合計	1,700
【支出の部】	
次年度繰越支払資金	1,700
支出の部合計	1,700

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	0
消費収入の部合計	1,000
【消費支出の部】	
消費支出の部合計	0
当年度消費収支差額	1,000
翌年度繰越収支差額	1,700

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	300
現金預金	1,700
資産の部合計	2,000
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
第2号基本金	0
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	1,700
負債、基本金、差額合計	2,000

第2号基本金の場合

【第1年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	0
収入の部合計	1,000
【支出の部】	
〇〇特定資産繰入支出	300
次年度繰越支払資金	700
支出の部合計	1,000

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	△ 300
消費収入の部合計	700
【消費支出の部】	
消費支出の部合計	0
当年度消費収支差額	700
翌年度繰越収支差額	700

貸借対照表

【資産の部】	
〇〇引当特定資産	300
現金預金	700
資産の部合計	1,000
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	0
第2号基本金	300
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	700
負債、基本金、差額合計	1,000

【第2年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
〇〇特定資産繰入収入	300
前年度繰越支払資金	700
収入の部合計	2,000
【支出の部】	
設備関係支出	300
次年度繰越支払資金	1,700
支出の部合計	2,000

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	0
消費収入の部合計	1,000
【消費支出の部】	
消費支出の部合計	0
当年度消費収支差額	1,000
翌年度繰越収支差額	1,700

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	300
現金預金	1,700
資産の部合計	2,000
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
第2号基本金	0
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	1,700
負債、基本金、差額合計	2,000

3 基本金の種類と役割

(3) 基本金／未組入れと取崩し

基本金 未組入れ

学校法人が第一項第一号に規定する固定資産を借入金(学校債を含む)又は未払金(支払手形を含む)により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。
(学校法人会計基準 第30条第3項)

※条文一部省略、下線筆者

基本金取崩し

学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩しことができる。

- 一 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額
- 二 その経営の合理化により前条第一項第一号に規定する固定資産を有する必要がなくなった場合 その固定資産の価額
- 三 前条第一項第二号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合 その金銭その他の資産の額
- 四 その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額

(学校法人会計基準 第31条)

※下線筆者

基本金の組入額及び取崩額の計算は、第30条第1項各号の基本金毎に、組入れの対象となる金額が取崩しの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の組入額として取り扱うものとし、また、取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の取崩額として取り扱うものとする。ただし、固定資産を取得するために、第2号基本金を第1号基本金に振り替える場合には、この計算に含めないこと。

(文部科学省高等教育局私学部参事官通知 17高私参第1号I-(1) 平成17年5月13日)

※下線筆者

3 基本金の種類と役割

基本金繰延

機器備品の取得価額が当年度中に除却した機器備品の取得価額を下回る場合は、その下回る額は後年度に繰り延べる(基本金に関する実務問答集 昭和63年6月20日 日本公認会計士協会)

→ 平成17年度廃止

【過年度の繰延高について】

平成17年4月1日現在有している基本金の繰延額は、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものを除き、平成17年度決算の基本金取崩しの対象とすること。

(文部科学省高等教育局私学部参事官通知 17高私参第1号I-(2) 平成17年5月13日)

※下線筆者

4. 基本金と減価償却

4 基本金と減価償却

(1) 基本金と減価償却(特定資産なし)

設例／取得価額30万円、耐用年数5年、残存価額0円

【取得年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	0
収入の部合計	1,000
【支出の部】	
設備関係支出	300
次年度繰越支払資金	700
支出の部合計	1,000

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	△ 300
消費収入の部合計	700
【消費支出の部】	
	0
消費支出の部合計	0
当年度消費収支差額	700
翌年度繰越収支差額	700

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	300
現金預金	700
資産の部合計	1,000
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	700
負債、基本金、差額合計	1,000
減価償却の累計額の合計額	0

【第1年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	700
収入の部合計	1,700
【支出の部】	
次年度繰越支払資金	1,700
支出の部合計	1,700

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	0
消費収入の部合計	1,000
【消費支出の部】	
教研費・減価償却額	60
消費支出の部合計	60
当年度消費収支差額	940
翌年度繰越収支差額	1,640

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	240
現金預金	1,700
資産の部合計	1,940
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	1,640
負債、基本金、差額合計	1,940
減価償却の累計額の合計額	60

【第2年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	1,700
収入の部合計	2,700
【支出の部】	
次年度繰越支払資金	2,700
支出の部合計	2,700

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	0
消費収入の部合計	1,000
【消費支出の部】	
教研費・減価償却額	60
消費支出の部合計	60
当年度消費収支差額	940
翌年度繰越収支差額	2,580

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	180
現金預金	2,700
資産の部合計	2,880
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	2,580
負債、基本金、差額合計	2,880
減価償却の累計額の合計額	120

【第5年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	4,700
収入の部合計	5,700
【支出の部】	
次年度繰越支払資金	5,700
支出の部合計	5,700

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	0
消費収入の部合計	1,000
【消費支出の部】	
教研費・減価償却額	60
消費支出の部合計	60
当年度消費収支差額	940
翌年度繰越収支差額	5,400

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	0
現金預金	5,700
資産の部合計	5,700
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	5,400
負債、基本金、差額合計	5,700
減価償却の累計額の合計額	300

4 基本金と減価償却

(2) 基本金と減価償却(特定資産あり)

設例／取得価額30万円、耐用年数5年、残存価額0円

【取得年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	0
収入の部合計	1,000
【支出の部】	
設備関係支出	300
次年度繰越支払資金	700
支出の部合計	1,000

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	△ 300
消費収入の部合計	700
【消費支出の部】	
	0
消費支出の部合計	0
当年度消費収支差額	700
翌年度繰越収支差額	700

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	300
現金預金	700
資産の部合計	1,000
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	700
負債、基本金、差額合計	1,000
減価償却の累計額の合計額	0

【第1年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	700
収入の部合計	1,700
【支出の部】	
特定資産繰入支出	60
次年度繰越支払資金	1,640
支出の部合計	1,700

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	0
消費収入の部合計	1,000
【消費支出の部】	
教研費・減価償却額	60
消費支出の部合計	60
当年度消費収支差額	940
翌年度繰越収支差額	1,640

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	240
減価償却引当特定資産	60
現金預金	1,640
資産の部合計	1,940
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	1,640
負債、基本金、差額合計	1,940
減価償却の累計額の合計額	60

【第2年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	1,640
収入の部合計	2,640
【支出の部】	
特定資産繰入支出	60
次年度繰越支払資金	2,580
支出の部合計	2,640

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	0
消費収入の部合計	1,000
【消費支出の部】	
教研費・減価償却額	60
消費支出の部合計	60
当年度消費収支差額	940
翌年度繰越収支差額	2,580

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	180
減価償却引当特定資産	120
現金預金	2,580
資産の部合計	2,880
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	2,580
負債、基本金、差額合計	2,880
減価償却の累計額の合計額	120

【第5年度】

資金収支計算書

【収入の部】	
学生生徒等納付金収入	1,000
前年度繰越支払資金	4,460
収入の部合計	5,460
【支出の部】	
特定資産繰入支出	60
次年度繰越支払資金	5,400
支出の部合計	5,460

消費収支計算書

【消費収入の部】	
学生生徒等納付金	1,000
帰属収入合計	1,000
基本金組入額合計	0
消費収入の部合計	1,000
【消費支出の部】	
教研費・減価償却額	60
消費支出の部合計	60
当年度消費収支差額	940
翌年度繰越収支差額	5,400

貸借対照表

【資産の部】	
教育研究用機器備品	0
減価償却引当特定資産	300
現金預金	5,400
資産の部合計	5,700
【負債の部】	
流動負債	0
【基本金の部】	
第1号基本金	300
【消費収支差額の部】	
翌年度繰越収支差額	5,400
負債、基本金、差額合計	5,700
減価償却の累計額の合計額	300

(3)リース取引と基本金

「リース取引に関する会計処理について(通知)」

(平成20年9月11日 文部科学省高等教育局私学部参事官 20高私参第2号)

(前略)

3 会計処理及び表示

(1) ファイナンス・リース取引の会計処理

①会計処理

リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、リース物件及びこれに係る債務を、それぞれ該当する固定資産等の科目及び負債の未払金(長期未払金)に計上する。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。

ア リース料総額が学校法人の採用する固定資産計上基準額未満のもの(リース物件が少額重要資産の場合を除く。)

イ リース期間が1年以内のもの

ウ リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のもの(ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に限る。)

②固定資産価額等

(省略)

③リース対象資産の減価償却

リース対象資産の減価償却額は、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るものについては自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定し、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものについてはリース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとして算定する。

なお、会計年度途中で取得した所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース対象資産の減価償却額の計算においても、当該リース対象資産について計算される年間減価償却額を月数按分したものによるほか、次の簡便法を採用している場合も、重要性がない場合には、妥当な会計処理として取り扱うことができるものとする。

ア 取得時の会計年度は、償却額年額の2分の1の額により行う。

イ 取得時の会計年度は、償却を行わず、翌会計年度から行う。

ウ 取得時の会計年度から償却額年額により行う。

④ ……(以下省略)

5 学校法人会計基準の改正動向と基本金

改正学校法人会計基準においても

「基本金」の基本的な考え方は「維持」の方向だが……

お疲れさまでした。

mail : matsumoto@educe-ac.com